



Schweizerisch-Japanische Zeitung スイスと日本を結ぶ生活情報・交流紙

編集 Intercultura A.NOJIMA

編集責任 Atsushi NOJIMA

連絡先 Bahnhofstrasse 71

CH-6460 Altdorf (スイス)

Tel +41 (0)41 870 27 28

E-mail : ap.nojima@bluewin.ch

www.intercultura-gruezi.ch

連載 スイスの法律の話 第19回 スイスにおける家族法(離婚)

2020年10月から2021年3月にかけてスイス連邦最高裁は離婚に関する家族法について、重要な変更を行いました。この点に関連して、離婚に関連する家族法を解説します。本号の記事では離婚に関する基本的な解説を行い、次号ではスイス連邦最高裁の決定について解説します。

Q. 離婚の手続きを教えてください。

A. スイス法では、共同請求(合意)による離婚と裁判による離婚の2種類の離婚が認められています。主な離婚原因は、2年間の別居です。2年間の別居もなくお互いの合意もない場合には、重大な理由で婚姻の継続が不合理である場合に限り、裁判による離婚が可能です。

Q. 離婚にあたって検討しなければならないことは何ですか。

A. 離婚の際に検討しなければならない主な点は、名前を変更するかどうか、子供の面倒を誰が見るか(親権)、離婚後もスイスに居住権があるかなどです。また、離婚による経済的側面として、財産分与、年金分割、元配偶者への扶養費、養育費を検討する必要があります。

Q. 親権について教えてください。離婚後、子どもを日本に連れて帰ることはできますか。

A. 2014年7月以降、原則として、離婚後も両方の親が共同で親権を持つことになりました。共同親権の場合、日常的な事柄や緊急性の高い事柄については、子供を実際に養育している親が一人で意思決定することが認められています。一方、転校、医療行為、スイスを離れるなどの「重大な」問題については、共同で決定しなければなりません。そのため、子供の新しい

居住地を日本とする場合は、もう一方の親の同意を得なければなりません。もう一人の親が同意を拒否した場合、もう一人の親はカントンの Kindes- und Erwachsenenschutzbehörde (KESB/仏語APEA/伊語APMA/英語CAPA、児童・成年者保護局)(注:下記「解説」を参照のこと)に相談しなければなりません。KESB/APE/APMA/CAPAは、子供の年齢、外国語能力、移住先の国への慣れなどの要素に基づき、子供の最善の利益を考慮し決定を行います。

Q. 財産分与はどのように行われますか。

A. 財産分与の方法は原則として以下の通りです。夫婦の財産は、①個人の財産(結婚前に得た財産、結婚前結婚後を問わず贈与または相続により得た財産)と②共有取得財産(結婚中に仕事などから得た財産)に分けられます。個人の財産は、離婚後もそれぞれの配偶者の所有となり、共有取得財産はそれぞれの配偶者に半分に分けられます。この原則には例外が存在します。

Q. 養育費とはなんですか。金額はどのように決まりますか。

A. 親は、少なくとも子供が成年に達するまで、または職業生活に入るための初期訓練を修了するまで、子供を扶養する義務があります。子供を物理的に養育する親は他方の親に対して子供の費用の支払いを求めることができます。これを養育費といいます。養育費の計算方法は様々です。一般的な方法の一つとしては、子どもの養育に必要な費用、親の収入および雇用状況、親の生活費、養育の状況を考慮して決定されます。

Q. 支払わなかった場合の罰則はありますか?

A. 必要な養育費を支払わない場合、支払いを強制する法的手続きが開始され、最終的には、刑事上の罰金刑を受ける可能性があります。

Q. 離婚後の配偶者に対する扶養費とはなんですか。

A. 離婚後の配偶者扶養義務とは、一定の条件の下で、離婚後も相手に扶養費を支払わなくてはならない義務のことです。スイス連邦最高裁は、2020年11月から2021年3月にかけて、これらの条件に重要な変更を加えました。これらの点については次号でご紹介します。

CONSAVO Legal Ltd.

グローバル企業や個人のお客様に、法務、税務及び経理に関する、主に次の分野のサービスをご提供致します。

- 商法、M & A
- 二重課税、租税条約、税計画
- プライベートバンキング、資産管理
- 就労、雇用、移住
- 相続法(相続契約、遺言、任意後見契約)、遺言執行人

その他お困りの際は、お気軽にCONSAVO Legal AGまでご相談下さい。(独/日/英/仏/西対応)

弁護士 荒木 淳 オリビエ
Tödi strasse 27, 8002 Zürich
T +41 (0)44 552 49 20
olivier.araki@consavo.com

CONSAVO LEGAL AUDIT FIDUCIARIES

(注)『グリエツィ』編集部からの解説

Kindes- und Erwachsenenschutzbehörde (KESB) 児童・成年者保護局とは?

仏語 Autorités de protection de l'enfant et de l'adulte (APEA)

伊語 Autorità di protezione dei minori e degli adulti (APMA)

英語 The Child and Adult Protection Authority (CAPA)

の権利を保障するために必要な範囲で保護を行います。

詳しくは、各地域のKESBのウェブサイト参照して下さい。以下はチューリヒ州のウェブサイトになります。

<https://kesb-zh.ch/> (独語)

KESBは2013年に制定された法律に基づき、未成年および成人を保護するために設けられた行政機関です。未成年や自ら判断することが困難な成人

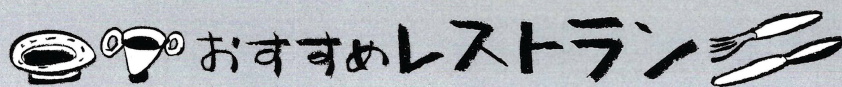
下記サイトで、独・仏・伊・英語の解説が読めます。
www.deinadieu.ch/ratgeber/wann-kommt-die-kesb-zum-einsatz

ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)について

子の利益の保護を目的として、親権を侵害する国境を越えた子どもの強制的な連れ去りや引き止めなどがあつた時に、迅速かつ確実に子どもを元の国に返還する国際協力の仕組み等を定める多国間条約である。ハーグ国際私法会議にて1980年10月25日に採択され1983年12月1日に発効した。

未成年者が連れ出された国および連れ込まれた国の両方が条約加入国である場合のみ効力を有する条約である。日本では、2013年6月12日に本条約の実施に関する法律が成立し、条約署名、締結、公布を経て、2014年4月1日に発効している。

詳しくは、日本外務省の下記サイトをご覧ください。
www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000843.html



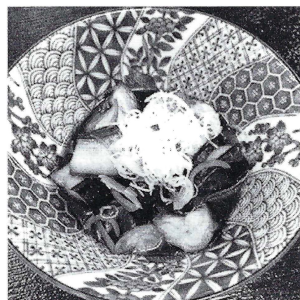
Empfehlenswertes Restaurant
Restaurant recommandé

Baselに昨年オープンし、厳しいコロナ禍を乗り越えて1周年を迎えたばかりの、人気の三明 居酒屋 Miake Izakaya

昨年9月18日にバーゼルに新しい居酒屋風レストラン「三明」がオープンした。そのニュースがバーゼル在住の読者から届き、早速、取材を計画したものの、新型コロナウイルス感染状況が悪化し、やむを得ず、取材を延期することになった。そして、一周年を間近に控えた9月中旬にやっと取材が実現した。

バーゼルでは、すでに知名度も高く、味も人気が上々という評判が広まっている。

三明 居酒屋を経営するのは、Fischbach透さん(以下、透さん)。透さんは、ETHチューリッヒ校で材料科学を学んだあと、医療機器のプロダクトマーケティング分野の仕事に就き、スイス、イギリス、アメリカで仕事をしてきた。日本料理のレストランをオープンする夢を抱いて、2018年スイスに戻ってきた。そんな中、2019年夏、Hellblau Concepts(<https://hellblau-concepts.ch>)が企画するBollwerk Buvetteに参加する機会を得た。Buvette(ブヴェット)とは、ニューヨーク生まれの格式張らない日常使いのレストランで、一日中、食事や飲み物が楽しめるスタイルのレストラン。透さんは、そこで約5カ月、ホンモノの日本料理を提供し、大成功を収めた。以来、ホンモノの居酒屋風レストランをオープンするのが透さんの目標となり、このコンセプトにふさわしい店舗を探し始めた。店舗探しはなかなか困難だったものの、バーゼル駅から徒歩5分ほどの、新開発地区に、ぴったりの



人気の茄子「三明」



昼の弁当ランチ

店舗を見つけることができた。40年の歴史を持つ中華レストラン「マンダリン」のオーナーが定年退職を迎え、レストランを透さんに託してくれることになった。

店内は、中華レストラン風のインテリアだったが、インテリア建築事務所 Bravo Ricky (www.bravoricky.com)の優秀なデザイナーや、腕利きの職人チーム、さらに友人、家族などと協力して改装し、一ヶ月足らずで、木造部分を生かした落ち着いた雰囲気のレストランに姿を変えた。その時の店内改装の様子は、ホームページで見られる。

当初、昨年6月にオープンを予定していたものの、Covid-19感染の広がりの中で、結局オープンとは三ヶ月後の2020年9月19日となった。日本の多くの居酒屋が家族経営で、店名も家族名を付けているところが多いのに倣って、「三明」と名付けた。透さんのお母さんの名字で、「三つの灯り」の意味をロゴ(左上)にしている。

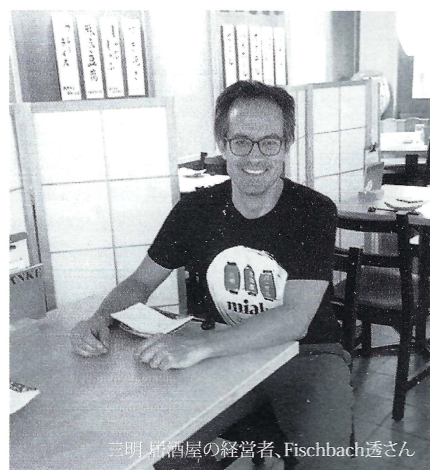
ところが、昨年11月からパンデミックが再燃し、閉店を余儀なくされ、今年の夏になってようやく再オープンすることになった。厳しい時期をくぐりながら、現在は、その遅れを取り戻すように、大盛況となっている。現在は、お店での食事と並行して、TakeAwayもやっている。

三明居酒屋には地元のお客さんも多い上、バーゼル近在の日本人も、年配者、二世・三世の若い世代、家族揃ってなど、足繁く足を運んでくれるという。

店内は天井も高く、広々として、居心地がいい。畳敷きの座敷も数部屋あり、くつろいだ雰囲気でお食事ができる。

お昼は、弁当ランチだけだが、夜には日本の居酒屋で出てくるような一品がズラリと揃っている。茄子「三明」、タタキ、焼き鳥ねぎま、麻婆豆腐丼やカレー丼などが人気だという。しゃぶしゃぶやすきやきなどもメニューにあり、グループで行ったときには、きっと楽しい。もちろん、日本酒も豊富に揃っている。

「本物の日本の居酒屋の雰囲気、日本の美味しい料理とお酒を楽しんで下さい。是非とも友人や



三明 居酒屋の経営者、Fischbach透さん

仲間と連れだってお出かけ下さい」と、透さんは最後に締めくくってくれた。

開店日時:

火～金 11:30～14:00、18:00～22:00

土 18:00～20:00

※日・月はお休み

三明 居酒屋 バーゼル

Sempacherstrasse 7, 4053 Basel

info@miake.ch

Tel 061 311 13 13

<https://en.miake.ch/>

行き方: スイス国鉄Basel駅からGüterstrasse方面に出る。駅を出て、左に曲がり 約160 m 進み、Sempacherstrasseを右に曲がる。三明居酒屋は曲がってすぐの左側に見える。



落ち着いた、広々とした店内。中庭には竹林が見える。

Japanese Reset Therapy®

病院で検査をして異常なしと言われたが、不調を感じている、などの何年も続く症状は、慢性的な筋肉の緊張が原因と思われます。Japanese Reset Therapy® は、慢性的な筋肉の緊張を適切に緩めていく手法です。慢性的な筋肉の緊張は、姿勢の変化として、現れますので、客観的に観察できます。

筋肉の弛緩→骨格が整う(姿勢)→血流改善により、自然に症状は緩和されていきます。全身の血流改善を促し、症状が根本的に緩和していく様に促すアプローチが私たちの特徴です。お気軽にご相談下さい。

Lausanne キャビネをFlonにオープンしています。詳細は、ウェブサイト参照ください。



重松 崇之 Rue de la Gare 9, 1820 Montreux

Tel: 079 132 16 16 Web: <https://gratitudesuisse.com>

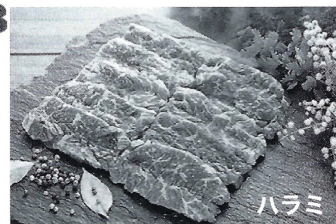


韓国焼き肉レストラン

ブルゴギ、ビビンバに、ハラミが加わり、更に充実した焼き肉料理が堪能できる韓国料理レストラン

Badenerstrasse 505,
8048 Zürich

044 431 8080 info@shilla.ch www.shilla.ch



ハラミ